

地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和 3 年 9 月 9 日

今治市監査委員 木原盛展  
同 羽藤謙司

監査対象機関	監査結果報告書の日付
農業委員会事務局	令和 3 年 8 月 5 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 証明手数料について、収納日の翌日午前 10 時まで指定金融機関等に払い込みが出来ていないものが見受けられたため、今治市会計規則に基づき、適切に事務処理されたい。</li> <li>2 委員報酬について、今治市報酬及び費用弁償支給条例では毎月下旬に支給することとなっているが、月末が休日等により、支払日が翌月初めになっているものが見受けられたため、適正に事務処理されたい。</li> </ol>	
<p>(措置の内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 証明手数料の有無について、終業時及び始業時に複数人で確認し、時間までに確実に払い込むことといたしました。</li> <li>2 月末が休日等の場合は、支払日を休日前に指定できているか複数人で確認することといたしました。</li> </ol>	